

# 八代城下防衛と松井氏の初期干拓

—熊本藩筆頭家老家の干拓開始事情をめぐって—

内 山 幹 生

## 目次

はじめに

一、要衝八代

二、永久の家筋

三、八代城警衛勢力の維持

四、入城後の経過

五、干拓の開始

おわりに

## はじめに

八代海（不知火海）は、熊本県西南部の宇土半島南岸を起点にして、鹿児島県出水・阿久根両市に至る距離約七〇kmと、天草諸島東岸と長島および周辺島嶼に囲まれた、総面積約一、二〇〇km<sup>2</sup>の内湾をさす。現況の地図より近世以

降の干拓を控除すると、本来、糸瓜のような形状であったと想定される。近世初頭以来、加藤氏に始まる継続的な干拓事業により、宇土半島から八代市圏に至る沿海部の陸地化が進み、内湾の北東岸に大幅な形状変更がなされた。本田彰男氏によると、旧藩時代の八代郡干拓面積は、三、九七一町二反とされている。少なくともその四分の一以上は、松井氏が八代城代となって以来、手がけてきた干拓事蹟である。

松井氏は、初代康之以後、累代熊本藩筆頭家老の家柄で、寛永九年（一六三二）より、知行三万石を受けている。その干拓や、湿地の懇田化などの河海辺開発を見ていくと、その歴史的背景に、熊本藩における松井氏の特異な地位・処遇の関わっていることがわかる。一般に、「城主の格」といわれている家格のことであり、松井氏に八代城を預けるに際し、公儀と熊本藩主は、松井氏を大名とみなし、礼遇したとされている。八代城を松井氏に委ねたという、この一点に象徴される事実は、薩摩押えの要害を任せるということであり、単純に熊本藩一藩のみならず、徳川幕府の南九州地域に対する政策の一翼をも担っていたといえる。

正保三年（一六四六）十月、藩主細川光尚の八代城下巡覧の際、それに随行した松井興長は、八代城北方の松江・海士江両村付近を案内の途次、眼前にある海辺葦原の開発許可を乞い、承認を得た。しかし、その実行は、九年後の明暦元年（一六五五）を待つことになり、この空白の事情は不明である。松井氏が八代川口（日置川・前川・球磨川）の開発権を得るについては、八代城警衛（警護・防衛）軍事力保全のため、身分不相応の家臣を抱えるので、その財政的裏付けの一部を、干拓新地の生産力に求めたからといわれている。それなら、容易に干拓可能な干潟が、三河川を挟んだ南・北の地域に、大量に存在していたにもかかわらず、開発着手に時間を要したのは何故であろうか。明暦・延宝年間に四件の干拓がみられるが、いずれも八代城北方地域である。松井家の記録によれば、同家による前川・球磨川以南の広大な複合三角洲地域の干拓開始は、北側の干拓開始に遅れること三四年後の元禄二年（一六八九）

を待たねばならない。この時間差の事情も不明で、いづれも松井氏の八代配置の問題とかかわっていることは疑いえない。以上、松井氏の「家格」形成の経緯と、同家による初期の干拓をめぐる事情を具体的に検討してみたい。

## 一、要衝八代

八代城を核とする八代の位置づけと、細川氏と松井氏の関係をもておく必要がある。細川家々臣としての松井氏初代は、松井佐渡守康之であり、幼年期より足利將軍（義輝）に仕え、細川藤孝（幽斎）と年齢差はあるものの、もとと同僚でありほぼ同格の家柄で、細川氏が近世大名に変化していく過程で、陰に陽に細川家を支えてきた。二代興長は、細川氏肥後移封の後、八代城に隠居していた細川忠興（三斎）の死去に伴い、正保三年（一六四六）八月十三日八代城へ入城するが、この間の事情を確認しておきたい。

元和元年（一六一五）、徳川幕府の一国一城令により、原則的に領内で藩主の居城以外の城は破却された。但し例外もあり、九州でいえば中津街道の中津城と薩摩街道の八代城（当時は麦島の旧城）がそれである。中津城には、慶長五年（一六〇〇）筑前五二万石へ移封された黒田氏の後をうけ、細川氏が丹後宮津十一万石から豊前三二万石として入国してきた。一国一城令により破却の運命となる中津城は、格別の配慮を願い出て、本城を小倉、支城に中津の二城を許された。その後、細川氏は寛永九年（一六三二）十二月、改易された加藤氏の後をうけ肥後熊本へ移封となり、藩主忠利は熊本城に、隠居していた父三斎は、豊前中津より八代城へ入城した。

当時の九州諸藩の配置や軍事的均衡、その立地を考慮すれば、中津・八代の二城は、いづれも薩摩島津家を押えるという戦略上の思惑から、破城を免れ、存置されたと考えるほかはない。八代城は元和五年（一六一九）三月十七日、

球磨川の三角洲にあった表島城が地震で崩壊したため、当時の熊本藩主加藤忠広が幕府に願い出て、元和八年（一六二二）八代城代加藤正方により創建されている。八代の川口（前川・球磨川）、松江・徳淵の二村にまたがる移転の新城・八代城（松江城ともいう）として築かれた。西は八代海、南は球磨川・前川で遮断され、北は湿地地帯で東のみ陸続きであった。つまり、陸（薩摩街道）・海（八代海）を扼しうる要衝としての条件を備えた立地である。

細川三斎在城時代の八代城下四周をみておこう。南九州勢力にとって、九州西岸からの北上陸路は、薩摩街道であった防衛ラインは、細川氏入部以前、八代城代加藤正方により、新八代城築城に伴って整備されている。たとえば、球磨川を分流して城下町の南側を流れるようにした「前川」の開鑿工事は、新城の防衛機能と城下町の経済力を高めるのに効果的であった。球磨川・前川で八代平野南部を南北に分断しており、その川幅は、両川分流前の部分（萩原堤）で二〇〇間、分流後の植柳村往還筋舟渡場、「球磨川渡」で四八間という。前川にも表島洲と城下を結ぶ舟渡があり、川幅五〇間もしくはそれ以上で、八代城下および周辺地域にとって、この両河川は、東西に延びる巨大な城壁であった。

加藤正方の時代までに完成した球磨川とその分流・前川流域の堤防は、上流から順に、①萩原堤（球磨川沿い）、②櫛塘（前川沿い）、③前川堤（前川沿い）前川尻）、④湖塘（外縁は八代海）、である。この連続する四つの堤防の総延長は、『八代市史』によると、三、七八〇間（約六、八〇〇m）である。同じく、八代城下町を囲い込む外郭（外曲輪）の総延長は、二、四一四間（約四、三九〇m）で、南側の③前川堤と、西・北側の④湖塘とで、四分の三ほどを占めている。残る四分の一（北・東側部分）は、外側に濠を配した土居（土塁）で、六一五間（約一、一一〇m）ほどであった。当時の八代城下町は、この土居部分のみが陸続きになっていたといい、熊本本方に向いた部分で、外

郭から内城へ通ずる諸口が配置されていたが、築城当時、その過半は深田・湿田地帯であったとみられる。

元和偃武後、徳川幕府の統制は、ほぼ日本全国に及んだといえる。しかし、薩摩島津家に対しては、歴史的な経緯もあり、依然として警戒を緩めてはいなかった。それゆえ、外様大名ではあるが、徳川氏の信頼あつい細川氏を肥後に移封したことは、(二四) 対薩摩戦略のうえからは当然の判断であった。忠利の入封にあたり、三斎が四男立孝と五男興孝を伴い八代城を預り、八代・芦北の両郡と益城郡の一部を支配した。三斎の八代支配構想は、入城二カ月後の寛永十年（一六三三）二月、三斎より忠利へ宛てた書状に窺われる。

已上

態令申候、昨日主馬(細川立孝)・清左衛門(飯島成徳)申候通、定而可被聞候、就夫、我々過分之知行取り候様ニ江戸取沙汰之由、不審も無之候、立允(細川立孝)・天(細川興孝)ニわけ可遣と申、城付之者之知行と、我々三萬七千石之知行と合候へは、八萬四千七十石餘にて候、河内(行上孫助)を入候へは、九萬四千七十石餘にて候、か様ニ候へは、これ程を我々取と思召それ程ハ遣間敷との御内意を丹州(飯塚正勝)よく被存候而、今度清左衛門ニ内證御申越と存候條、此知行ニツニ成候わけを丹州へ被申候は、合天點濟可申候哉、但、二ツニわけ候へは二ツにてハ候へ共、立允・天知行と申候而も、我々知行同前と可被思召候、左候へは、味可在之儀候條、從其方丹州へ被申理様之趣、必可承候、其様子より、重而以使者談合可申候、恐々謹言

三斎

二月廿日

越中殿

進之候(二五)

隠居の知行九万四千七十石余(二六)、そのうち城付の者は、三斎家臣団と本方からの与力で、侍は百二十人以上、扶持人八代城下防衛と松井氏の初期干拓

は三百人ほど、この知行高が四万七千七十石余である。そして「我々」、つまり三斎・立孝・興孝で三万七千石。家老村上景則（長岡河内）の知行一万石という構想であった。熊本藩五四万石中の九万四千七十石余であり、本方の負担は重い。

このように隠居の在城とはいえ、その格式は十万石の大名なみとみてよい。三斎は、実子である藩主忠利に対して、一面、超然たる位置にあり、さらに忠利没後は、その子光尚が第四代藩主となったが、三斎の八代勢力には、遠慮と共に大きな圧力も感じていた様子がある。これらのことは、裏を返せば、薩摩島津家を仮想敵とした戦略上、八代の位置がいかに重要であったかを物語る。

## 二、永久の家筋

松井氏の八代城入城の経緯をみてみよう。三斎の江戸證人として江戸に在府していた四男立孝は、正保二年（一六四五）閏五月十一日、病のため三二歳で死去した。落胆した三斎は、「細川中務少輔殿於江戸病死の処、三斎様御愛子にて別て被遊御哀傷、其後御様躰益被為衰候付ては」というありさまで、結局、同年十二月二日八代城で八三歳の生涯を終えた。立孝の実子宮松は、京都の萩原家の養子となっていたが、藩で呼び戻し、嗣子とした（『綿考輯録』七巻）。

三斎の死去に伴い、八代分領九万二千石（別途に城付三千石）は解体される。これは、宮松が年少（十歳）であり、要衝八代を警衛させるには無理があることや、本方も遠慮するほどの三斎時代の威光、すなわち経済力・軍事力に裏打ちされた分領勢力を忌避したことによる。藩主光尚は、宮松に三万石を内分して宇土に分知し、宇土支藩を成立さ

せ、家老松井興長を八代城代に命じて守護させた。これは、独立藩的傾向を醸し出していた八代分領を、本藩体制に再構築する意図であることにほかならない。

熊本本方と八代分領の三齋の旧臣らに、それぞれの思惑があったものの、藩主光尚の決断で八代城には、松井興長を召し置くことになった。次の史料は、光尚側近・林外記が、光尚の幕府に対する八代城処置方針の意向を、「密奉承知」り、そのことを正保三年光尚の下国に扈從した際、興長に伝えた時の様子を記したものである。

八代の儀は御國中一ヶ所の端城にて、殊異国・薩州等を受大切の物付、長岡佐渡を被召置度、佐渡は永久の家筋にて、従公儀御知行をも被下置候者の儀付、傍被召置被下候へかし、左候得は御家御相続の限は、相替不申段被仰達置候出、林外記密奉承知居、同年（筆者註・正保三年）七月御共にて罷下候以上、興長え申間候

光尚は、祖父三齋や父忠利と同様に、八代城の戦略的位置をよく理解しており、そこへ松井氏を置くことについては、深謀遠慮がみられる。右史料を整理すれば、

- ① 八代の儀は、肥後唯一の端城で、外国（海边防備）・薩摩などの南九州勢力を受持つ「大切の物口」であること。
- ② 長岡佐渡（松井興長）は、「永久の家筋」であり、公儀より知行も賜っている。
- ③ 右の事情により、松井興長を八代に召置かれない。

となる。①については、薩摩のみでなく、「異国」の脅威に対する備えを表明していることが注目される。豊臣政権から、徳川幕府の初期にかけては、キリシタン禁制を強化する政策がとられ、島原の乱は、細川氏肥後入国五年目の事件であった。以来、キリシタンと異国船対策は重要な国策となる。②については、「永久の家筋」と、「公儀御知行をも被下置候者」との意味を検討する必要がある。これらは、公儀と細川氏・松井氏との歴史的な諸関係をさすものとされ、松井家文書の中には、これらに関する記述が数多くみられる。その一部を見てみよう。

一同年天正十三年十一月廿一日於山城国相楽郡神童寺村、信長公より松井康之を被下置候百六拾石余の旧地、不相替從秀吉公被為拜領旨被仰出、御朱印頂戴仕候此御朱印は文禄二年御印書院に以て被上仕候、且又康之の儀連々抽軍忠候儀を被賞、乍聊老母春洞院え御扶助被下旨御懇の上意を以、格別於山城国愛宕郡八瀬村御知行被為拜領、御朱印頂戴仕候此御朱印は今以て任來仕候

山城国八瀬村内拾三石事令扶助之訖、全可領知候也

天正十三年十一月廿一日 御朱印

松井母ていし

松井康之は、天正七年（一五七九）織田信長による丹波・丹後地方の平定に、細川藤孝・忠興と共に参戦した。その功により、信長から山城国神童寺村一六〇石一斗七升を拜領していたが、その後、天正十三年（一五八五）秀吉より朱印状（右史料）を受け、安堵された。この間の事情は、「…然共康之儀兼々茶湯を好候付、信長公より被下置候旧知、城州相楽郡神童寺村おひて天正十三年為茶料御知行被為拜領…」（三三）といい、秀吉からの朱印状は、康之の茶湯好みを考慮し、改めて「茶料」として安堵されたものである。そのおり母春洞院にも、わずかに一三石一斗二升ではあるが、八瀬村に采地を賜った。慶長十八年（一六一三）には、徳川家康からも朱印状を得て、その後も寛永十三年（一六三六）、寛文元年（一六六一）と、安堵されている。

一同年文禄二年十一月松井康之帰朝の上、秀吉公御前え被召出、数ヶ年抽軍功、殊更今度於朝鮮晋州城一番乗を御感賞。て、石見半国を被下、可為御直参旨被仰渡候得共、康之儀は今更御直参罷成候儀、幽齋様・三齋様え奉対背本意候旨、達て御断申上候処、秀吉公其志を御感て存念被任候（三四）

文禄の役に際し、秀吉は、松井康之の働きを賞賛し、石見国の半国を与えようとした。しかし康之は、これを固辞



して、「いまさら直参になるということは、幽齋様・三斎様に対する、我が本意に背くことになる。」といい、断った。秀吉はその忠義の志に感じ入って、康之の存念に任せたとされている。

さらに、右史料の後段には、「…本知母方を一紙御結、御朱印被成下、深山と申御茶壺御添被為拝領候、右の趣東照宮被為聞召上御喜悅の旨にて、御自愛の御水指山岡法印備前守藤友入道 宮内卿江州野田の城主え被仰付、名を付させ被遊候御水指成二山岡法印自筆にて纏書と申松井年時・姓名写紙置候を被為拝領候、右二品共御朱印相添、今以伝来仕候…」の記述がみえ、石見半国の替りにといいわけか、秀吉より「深山」の茶壺を拝領している。また、右の逸話を聞き知った家康は、大いに喜び、自愛の朝鮮・李朝「繩簾」の水指を康之に下賜した。

これらのことは、単なる褒賞と解すべきではない。「功を論じ、賞を行う」こと、「御恩」があるからこそ、武士は奉公をするのである。御恩の対象は、究極的に、「土地」そのものに収斂されたが、この時期の天下人や大名は、「茶器」をも御恩の対象として認識し、名物茶器によっては、領国一國に匹敵するほどの価値を見いだしていたし、それは、富と権力と知の象徴であり、下賜する方もされる方も、名物授受という行為の背景には、巨大な権威と、その分与を意識していた。康之は、天下人たる秀吉と家康から、武人として最大級の評価をされ、さらには、茶の湯から和歌に通じた文化人として認められていたのである。二六

三斎死去の翌年、正保三年（一六四六）八月十三日、松井興長（六四歳）は、八代城に入城した。その格式は、父康之以来の城主の格、「諸事居城の格」を用いたもので、興長自身の豊後杵築城の先例になら行われた。二七城主の格とは、その明確な規定は不明であるが、人質としての「證人」を例にとれば、藩主であり城主である細川氏は当然として、松井氏も初代康之以来、江戸へ継統的に證人を差し出している。慶長四年（一五九九）十一月、三斎が大坂にいた家康に誓詞を提出した際、子供のうち一人を、證人として江戸へ差し出した旨の申し出を行っている。その翌年、

三齋は三男忠利を、康之は妻の甥・沼田与次郎光次（後の松井政之）を松井家にむかえ、證人とした。これが、細川・松井両家の江戸證人の初発である。<sup>（つひ）</sup>

以上により、松井氏における「永久の家筋」とは、足利将軍（義輝）に始まる天下人、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康との知遇に依拠する特殊な「家格」のことであり、それに対応する「家風」と共に初代康之、二代興長の時代に確立される。元和偃武後は、他に主家を仰ぐ身でありながら、徳川将軍の直参としての身分も有するという、ほとんど類例をみない存在であった。将軍御目見の地位を有し、将軍や幕府の要路と、「昔語り」ができるという家柄に加え、幕府との直接交渉も可能というだけに、細川家といえども迂闊な処遇はできず、世襲の筆頭家老として遇されるに至った。

### 三、八代城警衛勢力の維持

城主の格とはいうものの、松井興長と細川三齋の八代支配実態には、相当な懸隔があった。支配体制や支配権限など、政治的視角の問題も大きいが、ここでは、①八代城の警衛体制、②拝領石高、にしぼって検討してみよう。左の史料は、三齋八代城入城のおり、加藤政方の八代城警衛体制を吟味したときの状況で、以後の軍役基本となった。

A. 寛永九年十二月二十五日、三齋様八代御入城之節、先代加藤右馬允政方、熊本より与力付けおき候様子、御吟味なされ候ところ、

番頭七組

侍一三〇騎

外に三池式部二千石

鉄炮頭兩人 足軽五〇人 歩行小姓五〇人

郡奉行二人 町奉行二人

諸職人など大勢付け置くこま

侍（知行取）は、一三〇騎と三池式部で一三二人。鉄炮頭兩人と奉行四人は、一三一人の内数であろう。扶持人は、足軽五〇人と歩行小姓五〇人、諸職人の合計であるが、諸職人数が未知となっている。八代城は、この時期も城郭内外の作事を継続中であり、扶持人もこの「諸職人」に含まれているものと考えられる。元和八年（一六二二）八代城創建当時の『加藤家御侍帳』（こま）を手がかりに、扶持人数概算を推計してみよう。

加藤右馬允政方 二〇、〇一六石七斗五升

与力一〇二人 二二、九〇七〇九〇二〇八合

（二口合計 四二、九二四〇六〇七〇八〇）

扶持人九四人

右の与力と扶持人数は、熊本からの派遣であり、これに政方の家臣団が加わる。いま正方知行高の二分の一を自己の蔵入り、残り二分の一を家臣知行および扶持の財源としよう。前記Aの侍総数一三一人から、熊本の本方より受入れた与力一〇二人を差し引いた数二九人を正方家臣（知行取）と考え、平均知行高を二五〇石とすれば、総石高は七、二五〇石になる。扶持人を平均三人扶持（一人年一石八斗）とすれば、年間五石四斗となる。残り二、七五〇石を免四つ五分（四五％）で計算すれば、一、二三七石強の年貢収入となり、二二九人の扶持人を賄えることになる。よって、加藤正方の八代城警衛体制で未知の扶持人数を、既知の九四人に扶持可能な二二九人を加え、三三三人と推計してみた。

次に、十三年後の三齋治下、正保二年（一六四五）十二月当時の『八代分領侍帳』より、知行取の石高分布を作成してみる。

B.

|          |     |                |
|----------|-----|----------------|
| 一、〇〇〇石以上 | 三人  | 一二、〇〇〇石        |
| 五〇〇〃     | 一〇〃 | 五、〇〇〇〃         |
| 四〇〇〃     | 四〃  | 一、六〇〇〃         |
| 三〇〇〃     | 八〃  | 二、四五〇〃         |
| 二〇〇〃     | 二七〃 | 五、五五九〃一斗四升六合   |
| 一〇〇〃     | 三三〃 | 三、九三〇〃         |
| 五〇〃      | 一一〃 | 五九五〃五斗七升       |
| 計        | 九五入 | ①三一、一三四石七斗一升六合 |

※他に②神社領 五八七石二斗

③御女中方 五、八〇〇石

①②③合計

三七、五二一石九斗一升六合

三齋の隠居料は、九万二千石（別途城付三千石）で、そのうち四男立孝に三万石、五男興孝に二万五千石を内分し宛行つた。ところが、その知行地を、現実には三齋が支配していたといい、とくに興孝とは、不和もあってか、わずかな銀子を渡すのみであったという。表面上、三齋の内分後隠居料は、三万七千石であり、B表の知行高を宛行うにも、若干の不足をきたす。内分した五万五千石は、この不足分や、八代城の諸作事・外郭（とくに河海堤防）の恒常的修復・三〇余にのぼる社寺の創建や復興（『八代市史』第四巻）・三齋の個人的な文化事業（茶の湯や能）に充たされたと考えてよい。右史料中、侍は九五入であるが、立孝と興孝の家臣が含まれているか否か、詳細は不明である。いづれにしても、加藤正方の警衛体制を踏襲することが三齋の意向であり、同程度の勢力であったと考えてよい。

松井興長の家臣は、馬乗り侍（知行取）五一〜四人であったといわれている。これだけでは、加藤正方や三齋時代

と比較して相当見劣りがする。この侍不足を補うため、藩主光尚は与力五〇騎を熊本で仕立て（細川家直参）、八代城付とした。

C.

| 馬上       | 扶持人    | 計      |   |
|----------|--------|--------|---|
| 家臣 五一〜四人 | 推定四〇〇人 | 四五〜四人  | (三万七)<br>一一、四一〇石(寛永八年)<br>一三、三四五石(慶安二年) |
| 与力 五〇人   | /      | 五〇人    | 一一、七二〇石                                 |
| 計 一〇一〜四人 | 四〇〇人   | 五〇一〜四人 | 四二、七二〇石                                 |

〔八代市史〕第五卷より転載

以上A・B・Cよりみて、支配実態の差が、松井氏を八代海辺の開発へ着眼・実行させたのは間違いなからう。明治九年（一八七六）八月十五日付熊本県令への報告書に、次のように記されている。

：祖先長岡佐渡守興長八代入城之後、旧主細川肥後守光尚八代城へ罷越候節、所々巡檢荒蕪の地枝先を以給候儀有之、八代城守衛に付而は身分不相応家来も召抱へ、三万石の知行廩米を以て五千四百石手取仕り家来扶助米六千石余に及び甚不勝手に付き、葦北郡をも附置度存意之由に候得共、本藩之差支に相成候儀に付八代川口牟田を受込申付に相成弁理に可相成意味にて畢竟右様の訳合に付、新地床見立相願：

八代城警衛のため、身分不相応に多数の家来を召抱えることになった。三万石の知行蔵米のうち五、四〇〇石を手取りするものの、家臣への扶助米は六、〇〇〇石におよび、手元の不勝手は甚だしい。藩主光尚より芦北郡二万石加増の内命を受けたが、本藩の財政もすでに破綻の状態であり、さらに支障が生じるのは明白なのでお断りをした。さ

八代城下防衛と松井氏の初期干拓

りとして、自らの財政問題は解決していかねばならない。ここに、本藩税収の「差支え」とならない荒蕪の地、「八代川口牟田」の地床開発権を拝領するに至り、以後、松井氏による海辺開発が推進されていく。

#### 四、入城後の経過

松井氏の干拓は、興長が八代城を預かってのち、九年後の明暦元年（一六五五）に開始される。当時、城下の北・南側には、手つかずの広大な河海辺湿地が存在していたはずであり、九年間の空白は、何かの理由によるものである。正保三年（一六四六）八月から明暦元年までの藩内事情の一端と、興長の動向を検討してみよう。『松井家先祖由来附』、その他の中より、三年毎の主な出来事を摘記してみる。

表1

|           |   |
|-----------|---|
| 正保三年八月二三日 | 松井興長八代城入城「 <small>正保</small> 八月十二日、長岡興長熊本発足、翌十三日辰の刻八代え入城仕候」 |
| 同 四年三月二三日 | 興長、藩主光尚参観に随行「正保四年三月十三日真源院様為御参府、熊本被遊御発駕候」                    |
| 同 “ 六月二四日 | ポルトガル船長崎入港の報あり「六月廿四日午の刻長崎五里沖、いわうと申嶋へ異国船到着候」                 |
| 同 “ 八月 八日 | 熊本藩より兵力渡海するも、解決帰陣「船頭加子共、都合老万千三百老人、船数四百三拾式艘」                 |
| 同 “ 九月 六日 | 興長江戸城登城「正保四九月六日長岡興長依召登城仕、(略)大猷院様え八代入城の御礼」                   |
| 慶安元年四月二四日 | 八代の軍事力不足につき、御城付の次男へ五人扶持を与う「八代表の御人数手薄御座候ニ付、御城附の次男え御扶持方被下」    |
| 同 “ 四月一五日 | 異国船八代近辺に着岸の節の対応策検討開始「八代近辺芦北表え着岸仕候節は八代の御人数を差出諸事興長申付次第」       |
| 同 “ 八月 七日 | 島津氏大船建造の噂あり、薩摩の様子を探索「此中彼方の事、舟被作候由相聞へ申付尋遣候」                  |

この間の興長は、入城して間もない頃のこと、將軍への御礼参観・幕府要路への挨拶などで半年以上の在府を勤

めている。八代にあっては、人事や統治に関することのほか、三齋以来の堤防修復・外郭内外の整備など、諸普請継続も放任できず多忙であった。在府中には、ポルトガル船の長崎来航があり、八代の侍衆も大挙して長崎へ出陣した。こうして八代警衛体制の確立・強化という現実的課題に直面し、その財政等対策の一環として、知行の所替を願いだした。肥後入国当初は、玉名郡南関周辺を中心に知行地を与えられていたが、八代城入城後は、順次八代・益城地方に替地されていく。<sup>(七)</sup>宝永五年(二七〇八)段階では、

玉名郡 四、六二五石 益城郡 二、二八三石 葦北郡 一、五八四石  
 八代郡 二〇、一四六石 合計 (二八、六三八石)<sup>(八)</sup>

となっており、八代から徒歩二、三日行程の遠隔地主名の知行地は、二割以下となった。この処置により、変事に際しての手配りに対する不安は、ほぼ解消される。その後の三年間をみてみよう。

表2

| 慶安二年七月頃   | 藩主光尚患う「慶安二真源院様御不例」<br>藩主光尚江戸にて死す(三二歳)「 <sup>(九)</sup> 十二月真源院様於江戸御所労の処被為差重、同廿六日被遊御逝去候」 |
|-----------|---|
| 同 三年一月 二日 | 在府の家老長岡勘解由より密使を派し、藩主卒去の通知   |
| “ 一月 九日   | 長岡式部ら重臣熊本を発す、二月七日江戸着  |
| “ 四月二八日   | 幕府、長岡式部・勘解由を召し、六丸(綱利)に遺領を相続せしむ(「徳川実紀」)  |
| “ 五月二九日   | 領地安堵の上使に朽木民部少輔・大目付兼松弥五左衛門、肥後国目付に使番能勢小十郎・蒔田数馬之助を任ず                                     |
| “ 七月 三日   | 上使、八代を發し海路薩摩境等を巡覽   |
| “ 二月 八日   | 使番川勝丹波守・大番杉原四郎兵衛肥後国目付着任   |
| 同 四年四月二〇日 | 將軍家光死去  |
| “ 一〇月二五日  | 使番津田兵右衛門・小姓組柘植右衛門作肥後国目付着任   |
|           | (「徳川実紀」)  |

八代城下防衛と松井氏の初期干拓

この間は、藩内上下を問わず緊張していたといえる。藩主の死去に伴う遺領の相続問題、そして相続後の幕府目付巡察・駐在という事態から、内政全般において見直しをせまられたであろうし、諸事静謐を旨とせざるをえない状況にたちいたる。光尚は、病床から幕閣へ遺書を書き送っており、「跡職など被為拝領候て、又御奉公も不仕上様御座候へハ弥迷惑ニ奉存候間、此節御国をは指上ケ申候」という内容で、藩内の動揺は激しかった。光尚遺書の影響か、遺領相続が六丸（綱利）に決定されるまでの間、宇土支藩主細川行孝と分封領知させるという説など、色々と風説飛び交い、興長は、熊本・八代の藩士を掌握し、鎮めることに懸命であった。

これに先立ち、光尚の死去直後、熊本における重臣らの対応協議で、興長は、「此上は容易ニ参府難仕、拙者は御国えしかと可罷在候間、監物罷越候様」と、家老米田監物の江戸参府をうながした。ところが監物は、「折節病氣差発、其上御留守中熊本を御預被為置」という。病気がちなので、留守中の熊本をお預かりしたい、そして、「此節興長罷越不申候ては彼地の首尾相調申間敷」という意見であり、興長の交渉・調停能力をたのんでか、参府し公儀との交渉にあたるよう懇請された。

同じ頃、大坂町奉行曾我丹波守から興長宛に書状が届いている。それには、小倉藩主小笠原右近大夫（忠真）の意向と、丹波守自らの意見がしたためであった。小笠原右近大夫は、「今度の儀ニ付佐渡参府仕候様」といい、曾我丹波守は、「佐渡儀は従公儀、御境目御城御預被置候儀ニ付、能々了簡仕必御国え可罷在、仮令御国を出候ても途中より罷帰、江戸えは監物罷越可然候」という。ここに興長の腹は決まり、彼は熊本に留まることにして、養嗣子寄之（長岡式部・細川忠興六男）を参府させることにした。

藩主の死去が公になった今は、いたずらに動けないというのである。境目の城に上意をもって召し置かれている手前、公儀および藩主の命令がなければ参府するわけにはいかない。これは当然の理屈で、軽々に動けば、隣国薩摩の



動向も気になるところであるし、なによりも公儀の意向を無視して、「城主」が独断で江戸へ上ったとあれば、理由の如何を問わず、何らかのお咎めを覚悟しなければならない。

重臣らの懸命のはたらきで、慶安三年（一六五〇）四月一八日、六丸（綱利・承応二年元服任官）に遺領の相続が認められた。同時に、六丸は六歳の幼童であったので、当分の間、筆頭家老松井興長をはじめ米田・有吉の家老衆が政治を行ない、これに幕府目付および、縁戚の小倉藩主小笠原忠真が監察を加えるという体制がとられた。とくに幕府目付は相続直後から明暦二年（一六五六）七月までの六年間、ほぼ半年交代の二人体制で熊本に駐在し、適宜領内各地・肥薩国境の巡見につとめている。

表 3

|           |  |         |
|-----------|--|---------|
| 承応元年四月二八日 | 使番松田善右衛門・書院番水野庄右衛門肥後国目付に発令                         | 〔徳川実紀〕  |
| 〃 六月一八日   | 前任目付津田・柘植江戸城に帰参報告す                                 | 〃 〃 〃   |
| 〃 十一月六日   | 使番多賀左近・小姓組朝倉仁右衛門肥後国目付に発令                           | 〃 〃 〃   |
| 同 二年一月二六日 | 前任目付松田・水野江戸城に帰参報告す                                 | 〃 〃 〃   |
| 〃 二月二一日   | 興長召しにより江戸城へ、四月二三日將軍に謁す「御家督被為濟候為御礼、御老中方廻勤仕候」        | 〔御家譜統篇〕 |
| 〃 六月二日頃   | 興長八代へ帰着す   | 〔先祖由来附〕 |
| 〃 八月五日    | 大風、田畑損耗夥しく、潮害の為収入皆無のところあり、倒壊家屋六四、五四七件・損耗知行高八四、一六〇石 | 〔御家譜統篇〕 |
| 〃 十月二二日   | 家中より知行高五分の一を徴し、又、勤務不良の者には暇を出す                      | 〔徳川実紀〕  |
| 三年五月二一日   | 仕番津田平左衛門・書院番加藤平内肥後国目付に発令                           | 〃 〃 〃   |
| 明暦元年 三月一日 | 前任目付津田・加藤江戸城に帰参報告す                                 | 〃 〃 〃   |
| 〃 十一月二六日  | 使番下曾根三十郎・小姓組小坂助六郎肥後国目付に発令                          | 〃 〃 〃   |
| 同 二年八月一〇日 | 右兩人江戸城に帰参報告す                                       | 〃 〃 〃   |

幕府目付による監察は、大名代替りの時に実施される定例的なものだが、これより先、忠利の死去をうけた光尚相

続の際には、三斎も存命中で、ほとんど問題もなかったせいか、藩内外の幕府目付に関する記録も乏しく、着任・帰任の史料も見いだせない。綱利相続後の場合、まる六年にわたる幕府目付監察の影響が、直接藩政におよぶことはなかったとみられるものの、その存在により、熊本藩は、「諸事静謐」という基本姿勢を考慮にいれつつ、体制維持を図った時期とみてよい。

松井氏は、八代城入城・開発承認から干拓に着手するまで、なぜ九年間を要したのか。この理由は、縷々記述した右様のことがらからも明らかのように、最大の理由は、興長が筆頭家老職であり、藩内外からの状勢緊迫による多事多端に忙殺されていたからとみられる。以下にまとめてみよう。

1 入城直後の諸事業引継と、警衛体制の再構築・筆頭家老として非常時藩政参与の機会が多かった。

2 藩主光尚の死去に伴い、綱利相続に関わる諸問題の解決努力。

3 幕府目付の領内巡察・常駐という事態に対応した、藩内「諸事静謐」原則の貫徹。

4 対幕府外交の指揮、および独自の人脈にもとづく関係維持への個人的努力（参府など）。

なかでも、幕府目付の駐在の影響は大きい。幕府と熊本藩は、関係良好といっても、自ら城郭の石垣補修ひとつ自由にできない。駐在の目付衆に、事前了解・工作をすることなく、八代城下外郭に干拓地を築けば、蜿蜒と続く土堤や石垣は、土塁や城壁の一部と解釈されよう。それゆえ、平穏な藩状維持のためには、静謐を保つことが必要であった。干拓工事を理解してもらうためには、長時間をかけて理解・納得してもらう他はなかったのである。

## 五、干拓の開始

松井家は、明治九年（一八七六）八月、当時の熊本県令安岡良亮より、同家が旧藩時代に行った海辺新地築造についての諸報告をもとめられ、その際、『海辺新地御布達之趣に付御達』なる報告書を提出している。それは、松井氏の手がけた海辺新地の開発年代順に記載され、新地個別の名称・面積・築造の所以・藩庁への許可手続き・開発成就後の農民への割渡手続などが、それぞれの新地別に記載されている。初度干拓として記載されている松崎新地（四）と海士江（あまがえ）新地の場合をみてみよう。

明暦元年未年築立

一松崎新地 三十四町四反九畝 興長

一海士江新地 十三町壹反九畝六歩 全

右祖先長岡佐渡守興長八代入城後土地見立、旧藩主細川肥後守光尚え直に相願築立仕候、地租収入発起よりの儀分兼申し候、新開は三ヶ年小作人作り取、四ヶ年目より地味相当徳懸仕候儀、定格程に付、其通にて地味相当居候上定の極たると相見申候、御一新以来八分通所務仕候、地所の儀、興長知行所の内村々一家に多数有之候者共撰出築立申候、新開え分配耕作仕せ候

右史料によれば、松井興長は八代城入城後、土地を見立て、藩主光尚に開発を願ひでた。新開地は、当初の三年は小作人が作り取り、四年目より地味相当の年貢を懸けることが定められていた。また、松井氏の知行所内の村々より、「一家に多数有之候者共撰出」して築立て、成就の後、彼らに新地を割渡し耕作をさせたとある。この報告の典拠

と思われる『先例略記』（御開の部）に、右両新地の記述をさぐってみる。

佐渡守興長公八代御入城以後海辺山中所々御巡見被成、松江村・海士江村の海辺を御開新地ニ可被成段御見立被成、光尚様え被仰上、明暦元<sup>二</sup>十一月廿二日<sup>一</sup>始り、松江村千余間の塘を同廿五日<sup>ニ</sup>築終、翌日海士江村五百余間の塘築懸り、同廿七日<sup>ニ</sup>成就仕候、前後纔六七日<sup>ニ</sup>功を終申候、此節惣奉行山本源五左衛門勝守、普請奉行下津半介一明・橋本角右衛門定勝申談、百姓の隙々<sup>ニ</sup>竹木土俵等如山集置、用意調候上<sup>ニ</sup>て右の通御普請不日<sup>ニ</sup>成就仕候、興長公日々御見分被遊、粮米酒肴を被下候事、成就の上即刻江戸え被仰上候処、綱利公殊外御満悦被遊候由<sup>ニ</sup>：

正保三年（一六四六）十月、藩主光尚は八代城へ赴き、城下の所々を巡覽している。この滞留の間、光尚は、三齋在城時の八代警衛の様子を聞き取り、芦北方面要所<sup>ノ</sup>の防衛のことも考慮に入れ、「彼表の儀」、つまり薩摩に関することを諸事聞き届け、緊急事態出来の節は、「八代同前<sup>ニ</sup>一存<sup>ニ</sup>て沙汰仕候様<sup>ニ</sup>被仰付<sup>ニ</sup>られた<sup>（四〇）</sup>。興長も巡覽に随行し、松江村・海士江村の海辺のところでは、開発懇田の適地として光尚に言上し、開発の許可を得た。その後九年を経過した時点で着工され、松江村の堤塘千余間は四日間、同じく海士江村五百余間は、二日間という極めて短時間で築立がなされている。

一般的にいえば、干拓とは、「湖沼・海浜などを、堤防を築き排水して、陸地や耕地にすること」（『広辞苑』）とされる。加藤氏以来の伝統で、熊本藩では治水や築城などの大規模土木に高い技術がみられた。干拓をはじめとする海辺土木への応用は、加藤氏の時代に一時盛行したが、巨額の資金を必要とすること、農民を大量動員しなければ成就し難いこともあり、強力な藩内統制を可能にする政権にして、初めて可能なことであった。当時は、干潮時の汀線よりもかなり内側（陸側）が干拓限界で、技術の進歩や普及とともに、徐々に海寄りに踏み込んでいく。

干拓地を囲む堤塘は、季節風（秋冬）の時期、恒常的に波浪の激突があり、堅固な石組の堤塘でさえ、破壊におよ

ぶことは一再にとどまらない。松江・海士江両村に築かれた塘は、延べ日数六日間で一気呵成に完成させたものといふ。近世中期以降の干拓事蹟と比較すれば、驚異的な突貫工事で、この事実からは、「干拓」という範疇にいれてよいものか否かの疑問が残る。事前準備として、「百姓之隙々に竹木土俵等如山集置、用意調候……」のうえに、農閑期の十一月後半をえらび、周辺村々の農民を大量動員した結果である。築堤場所は、波当りの少ない汀線のかなり内側であり、塘高（高さ）も一〜二間内外の低いものであった可能性が高い。しかし、少なくとも若干の潮入地を含む海辺湿地を囲い込む形で、開発されていることは間違いない。半ば干陸化した三角洲・寄付き洲の部分に竹木を敷いて土俵を積み、塘高の低い連続堤防を築いていくという、海辺湿地の開発にみられる典型的な施工事例であった。

松井氏による最初の海辺開発であり、以降の干拓の標準事例になったと考えられるが、技術的なことは別として、この両村への築堤の意図を今少し考えてみよう。松江・海士江両村は、それぞれ八代城の北および北東方向に位置し、松江村地先となる松崎新地は、城を起点に○・五〜一・五km内外、海士江新地は、同じく3km以内に全域が収まる規模である。翌明暦二年（一六五六）、この両新地を連結するような形で、古閑新地「三拾九町九反宅畝式拾宅歩」が、築立される。<sup>(四七)</sup>この両村は、中世に開発されていた村であるが、近世初期においても、かなりの部分を湿地帯で占められ、耕地も湿地・深田が多かった。そのため土地改良・排水対策の意味でも、それぞれの地先海辺への漸進的干拓の必要性が認められるが、筆者は、この三新地の干拓に、耕地開発のほか、軍事上の意図が込められていたと解釈している。

八代城の四周のうち、南と西は、球磨川・八代海でそれぞれ天然の要害を形成し、堅固な石塘で城壁（外郭）をなしている。東北方は、熊本へ向いた薩摩街道を取り込み、変事の際は、兵站・補給の動脈路となり、退路ともなる重要な方面口である。八代城外郭の外側に位置する松江・古閑と海士江村の湿地帯は、八代城北方の半里四方を囲い

込む形で存在し、とくに海士江・古閑両村は日置川の両岸（東・西岸）に位置し、その両村地先は、河口葦牟田を形成していた。川からの運搬土砂と、潮汐による堆積作用で、この海辺部分は年々陸地化が進み、地先干潟が拡大していく。ここに、防衛上の問題が次第に表面化してくる理由がある。

西から東へ順に、松崎・古閑・海士江と並ぶ。従来より、八代城外郭を取り巻く葦牟田地帯であり、干潟が成長・発達を続けられ、干潟の前縁も海側へ漸進し続ける。八代城守備という観点からは、これを放置すれば、足場の悪い防衛線が徐々に拡大することになり、到底無視できない。先の正保三年、藩主光尚の八代城下周辺巡覧の際に、「御城下所々御巡覧、山海其外御要害の儀も御吟味・相成、御要害係り候空地は都て興長え被為拜領（四八）」ということで、興長の願により、要害に関わる空地は、すべて松井氏に下された。これは、軍事上の措置を講じておけということにはかならない。右の範疇は、八代郡内にとどまらず海岸線を北上し、当初は益城郡松橋までの地域を、「鷹場」として併せ拜領していた。

現在、八代平野を南北に縦貫するJR鹿兒島本線に即していえば、八代より小川まで約一三kmほどの距離で、当時は、海岸線から山裾まで全幅一〜三km内外の、海辺荒蕪地を含む地域であった。小川村砂川より八代までの海岸線・平野部のほぼ全域を預かったことになる。鷹場とはいえ、域内の民政権まで、細川三斎在城時の通りに与えられていたといい、その実質的意味合いは、知行地に近いものであった。（四九）地理的に八代城の後背地域ということで、当然戦場としての想定がなされており、域内の地形・水利を熟知し、作戦に反映させるという意味では、鷹狩も十分に軍事演習として機能していた。薩摩や相良勢力を南正面にみて、北面八代城の背面防備は、八代から宇土平島頸部までの間、長い海岸線に広大な干潟が広がるという、どこをとっても上陸するに容易な地勢であり、その対応には、長期的な防衛構想が必要であった。

第四番目の干拓、高子原新地「百二十四町七反六畝十五歩」は、延宝元年（一六七三）十一月成就した。八代松井家三代目直之（長岡筑後）の代である。位置は、先の松崎・古閑両新地に関わる地先で、松崎・古閑という二枚並んだ鱗片状新地の間に、もう一枚鱗片が重なる形になる。『先例略記』（御開の部）に、次のように記されている。

高小原<sup>々々</sup>御開直之公御代延宝元年癸丑二月より同十一月迄成就、同六年<sup>庚午</sup>八月五日大風洪水、此節破損数年して過半成就、此開へ先年雷火にて八代御殿主<sup>三</sup>有之候御武具不残焼失仕候故、為修覆御願其通<sup>二</sup>被仰付候、

延宝二年石垣成就、同五年三月向後修覆御郡奉行支配<sup>二</sup>相定候、

此時御家司 山本源五左衛門

御奉行 後藤小左衛門

御奉行 坂井半右衛門

寛文十二年（一六七二）、八代城は雷火にあい、天守閣をはじめ、諸楼閣・兵器・火薬を焼失した。この新地は、そこから上がる作徳をもって、焼失した天守閣・武器類の修復・再調達を目的として開発された。それ以前の松崎・海士江・古閑に続く一連の干拓地で、この新地の完成により、八代城後背の海辺湿地帯は、その大部分が堅固な防潮堤塘で周回されたことになる。明治九年『海辺新地御布達之趣に付御達』に、同新地の記述をみてみる。

高子原新地 百二十四町七反六畝十五歩 塩浜六町三反八歩

二拾五町七反三畝十五歩

右祖先長岡筑後直之之代、八代殿主雷火之節武器類総て焼失、仕継甚難渋に付新地床相願許可に付高嶋築込に際目相立、所々より才覚を以て打立候得共、如何体にも手に及兼、塘を引縮築造仕候、地租之儀収入発起よりの儀分兼前条同様の儀と奉存候、且地所之儀知行所村々之内より引移高子原村相立、仕立之百姓に付家居取建農具馬

八代城下防衛と松井氏の初期干拓

代粮物等従来振替、格別窮民之者共えは年々救米を遣且割渡置候地所質入等いたし、他の作廻に相成難波仕候者有之、夫等は出金を以受返し元々の者え受持せ候儀に御座候、

この新地は、雷火による城郭・武器焼失を補填するための資金、いわば軍事費を捻出するために築造された、「目的開」である。この手法は、本方の干拓事業にも影響をあたえ、たとえば稲の害虫駆除に用いる鯨油の調達資金引当てとして「鯨油開」、藩校時習館経営財源のための「学料開」、大火による被災者救援（住宅用地造成）用「お救開」、救恤事業引当ての「鰥寡開」・「窮民開」、などが築造されていく。松井氏の場合は、とくに窮民対策ということを中心に眼において干拓をしているわけではないが、右報告文によれば、松井氏知行の村々より入植農民を仕立て、家・農具・馬代・粮物を与え、格別難波している者には救い米を給し、割渡された土地を質入れた者には、出金し受け返させている。海边防備（防衛・防災）と生産力増強、窮民救恤という多目的の新地開発であったといえる。

松井氏の干拓は、初発からしばらくの間、防衛体制未整備の八代城北側（後背地域）に集中した。城の南正面、前川・球磨川以南の複合三角洲地帯には、当時手つかずの干潟・葦原が存在しており、城の北方地域に劣らぬ干拓適地であった。この地域の干拓は、元禄二年（一六八九）の「植柳村古開」が最初である。八代城南正面地域の干潟開発が、先送りされた事情を、球磨川・前川以北の八代城下防衛構想に求めるとすれば、かかる構想が生きている間は、二河川以南の干潟開発は着手し難いものとなる。元禄期、薩摩藩をめぐる防衛体制に如何なる変化が生じたのか、以下検討してみる。

細川氏の入国以来、八代と肥薩国境出水との中間点、芦北郡佐敷を中心に関所・番所が増設される。この地域の警備統括は、佐敷御番と称して八代御番と連携し、肥後南部地区警備の拠点であった。これらに御郡筒を加えたものが常備の防衛主体となる。熊本藩の関所数は、『官職制度考』によると、文化年間に上関二一、中関一八、下関三八の



合計七七カ所設けられていたことが記されている。詳細は不明であるが、八代以南の八代海辺と河川流域の湊口、薩摩・相良国境の陸口に合計五〇カ所前後配置されている。警備の力点は、明らかに領国の南部に置かれていた。慶安四年（一六五二）当時の八代以南警備状況をみてみよう。<sup>（八代）</sup>

佐敷御番衆名

佐敷御番衆坂崎清左衛門 魚住李充 磯田十郎左衛門 清成吉丞 榎井久太郎 田中市大夫 浅香新丞 北村甚

十郎 越生才兵衛

佐敷町奉行

水俣町奉行 佐方少左衛門尉 浦番共に 日奈久町奉行 蜂須賀弥次兵衛 浦番共に

詰船之覚

一 佐敷 拾丁立御小早老艘 御加子一人 一 計石 拾八丁立御小早老艘 御船頭一人 御加子一人

一 海浦 八丁立御小早老艘 御加子一人 一 水俣 八丁立御小早老艘 御加子一人

一 袋浦 拾丁立御小早 御加子一人 一 浦廻ノ御小早式艘 御加子四人 御郡筒四人

御番所

一 日奈久 蜂須賀弥次兵衛 御番所御郡筒式人 一 須口 御郡筒式人 一 田之浦 御侍衆一人 御郡筒式人

一 海浦 御侍衆一人十五日替り 御郡筒一人 一 計石 御侍衆一人十五日替り 御郡筒四人

一 津奈木 御郡筒式人 一 水俣 佐方少左衛門尉 御郡筒一人 少左衛門者一人

一 袋浦 沢田市左衛門尉 御郡筒式人

御番衆筆頭に記名されている坂崎清左衛門は、佐敷御番の初代番頭である。右史料によると、御番衆は番頭を含め

八代城下防衛と松井氏の初期干拓

一一名であるが、袋浦勤務の沢田市左衛門尉を加えると二二名である。袋浦番所は、肥後最南端の津口番所で、薩摩の出水とは指呼の間にあり、御番衆の常駐地と考えられるが、御番衆の項に沢田の名前はない。詰船の項をみると、八丁十八丁橋までの「小早船」が、五つの浦に各一艘宛て専任水夫つきで常備され、さらに連絡・哨戒用小早船二艘に水夫と御郡筒が付属されている。常設詰船掛の総勢は、八〇名程度と推定される。

番所は、北から南へ、日奈久・須(洲)・口・田之浦・海浦・計石・津奈木・水俣・袋浦の八カ所である。原則的に御番衆が責任者として詰めていたようで、氏名および御侍衆という明記のない番所は、須口・津奈木の二番所で、これはそれぞれ近辺の日奈久・水俣との兼任ということも考えられる。各番所とも御番衆(侍衆)の他に、御郡筒一〇二名が付属され、右史料には記載のないもの、佐敷御番の下に、一領一匹<sup>ハカ</sup>、地侍<sup>ハカ</sup>が配置されていた。つまり、御番衆を将校団とすれば、一領一匹・地侍が下士、御郡筒が卒に相当すると考えてよい。この時期、一領一匹の数については詳らかでないが、寛永十一年(一六三四)芦北郡内で召抱えられた地侍は二一〇人であった<sup>ハカ</sup>。御郡筒は島原の乱にも従軍し、「鉄炮の手柄多し、惣体具足着用にては働き方身重く相見え、法被着込みにての働き身軽く手柄多し」と<sup>ハカ</sup>、戦闘能力を賞賛されている。乱終了後の芦北郡御郡筒の編成は、四三〇人<sup>ハカ</sup>で、ほぼこの数を維持して幕末まで続いている。

八代南部から水俣までは、平野部が極端に乏しいリアス式海岸で、とくに芦北周辺には、大小の浦があり、戦時には水軍を構成する水手(かこ)が定めてあった。これは、文禄元年(一五九二)加藤氏時代の熊本藩に、八代城北方の小川・松橋近辺に梅北一派の上陸を許し<sup>ハカ</sup>、周辺を焼き払われ、八代城を衝かれそうになったという、苦い経験もあることから、戦史に学んだ対応ともいえる。宇土・八代間の海岸線には、広大な干潟があり、場所次第で大兵力の上陸も容易く、この地域に布陣を許せば、八代城は本藩勢力から分断され、南北からの挟撃を受け、孤立してしまう。

慶安四年（一六五一）の史料では、日奈久から水俣までの計七浦に、船一八〇艘、水夫四四八人の記述があり、これも佐敷御番の指揮下に入る。御番衆・一領一匹・地侍と合計すれば、六〇〇挺以上の鉄炮を備えた、一二〇〇人ほどの軍団を構成し、海辺の隘路・周辺海上を警備するについて、相当の大兵力といえ、この兵力は時期により若干の増減をみるものの、幕末まで維持された。

佐敷御番は、八代以南地域、肥後南部防衛の要であった。南部国境の防衛構想については、当初より、隣国薩摩・島津氏を主たる仮想敵と想定し、次に東シナ海・天草灘経出で来航する外国勢力の警戒、駆逐が主要な任務であった。しかしこの構図は変わらないものの、幕府およびその意向を受けた熊本藩の対薩摩関係の変化により、防衛・警戒の力点が徐々に異国船対応の海辺防備にシフトされていく。この傾向は、元禄期にその端緒がみられ、『肥後國誌』下巻・芦北郡の項に左の記事がみえる。

佐敷番代屋敷 此地守衛ノ番頭其外勤番ノ士二十五人の屋敷此邊ニアリ、其地名ヲ谷・山崎・中ノ町ト云、綱利君御治世ノ始、藩兵五十騎ヲ佐敷ニ置ルヘキ筈ニテ屋敷割等有シ折柄、薩州候御江府御對顔ノ節御雑談有シヨリ其事ハ止ミ、其屋敷割ハ残レリト云、今ヤ藩士二十五人屋敷ノ構塀ヲ設ケサルハ、因是也ト云

右史料の「綱利公御治世ノ始」とは、元禄年間（一六八八―一七〇三）の頃である。綱利と薩摩藩主が江戸に会したおり、綱利が佐敷御番所に衛士五十人を配備したいと話したところ、島津公は笑って、「天下太平の今日、殊に貴家と拙家の間に衛士を五十人も置く程の物騒なことはあるまい。」といわれたので、その数を半分に留めたという。肥薩国境は、梅北の乱以後これといった紛争はなく、穏やかな国境であった。享保八年（一七二三）より翌年にかけて熊本・鹿兒島両藩は、それぞれの役方立会いのうえ、国境線の境界杭木設定を行うが、その現場では、「…先達て薩州より建候節も、彼方より昼賄酒など持参仕候に付、此方より建て申す節も同前に昼賄など仕り、酒など出し取持ち

申し候<sup>(六四)</sup>」と、双方の番・役方が、四尺四方の土壇と杭木建標を設置するのに昼賄や酒を持寄り、それぞれに饗応するという。この実態をみれば、この時期、国境確認という作業についての緊張感は、よほど希薄になっていたとみられる。

## 六、おわりに

松井氏の家格の特異性と、その形成についての事情、またその干拓開始にまつわる諸事情を、松井家文書の数篇を中心に検討してみた。先祖書き・家譜に属する史料ということで、史料性質上の制約は免れない。推論の部分も少ないが、今後は、藩の行政史料等との整合という面から検討を加えていきたい。

松井氏による八代城の南正面、前川・球磨川以南の海辺干拓は、記録によると元禄二年（一六八九）を以て嚆矢とする。それ以前、外郭（両河川の堤防を兼ねる）以南は、守備側にとって絶対防衛線外といってよく、多額の資金と労力を費消する開発や防災目的の諸工事は、据え置かれていたと考えてよい。元和偃武後は、徳川幕府に異を唱える大名はなくなり、圧倒的な軍事力に裏打ちされたその統制には、島津氏も服従するほかなかった。このような状況の変化は、熊本藩に対薩摩戦略の連続的調整を促し、元禄期には、「穏やかな国境」という状態を現出せしめている。幕府の、「薩摩押え」という意向を受けつつも、熊本藩と薩摩藩の間には、次第に緊張緩和の空気が醸成されていった。このことが、松井氏の前川・球磨川以南の開発に影響を与えたと云える。この後、松井氏の干拓は、熊本藩々宮干拓の模範的先行事例となっていく。

〔註〕

- (一) 本田彰男『肥後藩干拓史概説』付年表(一九六七)六〇頁本田氏は、旧熊本藩領の有明・八代両海沿岸の諸郡毎に、時系列で干拓事蹟をまとめられている。文献史料をひろくあたられた結果であるが、採用データの個別検討まではなされていない。堤塘修復後、あらたに築添えされた新地も多く、真相究明は今後の課題である。参考までに、同書中の八代海沿岸他郡の干拓面積を掲げておく。宇土郡 三七七町一反 芦北郡 六二九町六反 下益城郡 一、六〇四町二反 (天領天草郡を除く)
- (二) 『八代市史』近世史料編Ⅷ(一九九九年)松井家文書『松井家先祖由来附』三八六頁(以下、同書からの引用は、『先祖由来附』と略す。
- (三) (四) (五) (六) (七) 『先祖由来附』三〇七頁。同上五七二頁。同上二五頁。〃。同上三八八頁。
- (八) (一〇) 『肥後國誌』下巻二六〇頁。同上二八六〇七頁。
- (九) 『八代市史』第四卷(一九七四年)二五三頁。
- (一一) 『八代市史』四卷(一九七四年)二四六頁。※掲出表より抜書き①萩原堤九九〇間(一、八〇〇m) ②櫛塘九九〇間(一、八〇〇m) ③前川堤一、一八〇間(二、一四五、四m) ④潮塘六二〇間(一、一二七、三m)
- (一二) 『〃〃〃〃』二四三頁。※掲出表より抜書き
- 土居(長丁・鷹匠小路・袋小路・石原町)六一五間 前川堤(榎形番所から前川尻まで)一、一八〇間  
潮塘(前川尻から出丸土居まで)六一〇間
- (一三) 『八代市史』近世史料編Ⅴ(一九九六年)松井家文書『先例略記一』四六六頁。(以下同書からの引用は、『先例略記一』と略す)「明暦元乙未十一月廿二日。始り、松江村千余間の塘を同廿五日。築終、翌日海土江村五百余間の塘築懸り、同廿七日。成就仕候、前後纒六七日。功を終申候」。この史料より、松井氏以前の八代城下町北側の様子が察せられる。わずか四日間で松江村に千余間の塘を築終ったという。これは、海辺(渚)の干拓ではなく、半ば干陸化した湿地帯(深田・湿田混在)に土居を築いたもので、後世のように、汀線内を石の堤塘で囲い込む工事ではなかった。
- (一四) 細川藤孝は、関ヶ原の戦に妻子忠興(三斎)と共に東軍に属し、田辺に籠城、一万五千余の西軍を六十日間停滞させる軍功をたてた。
- (一五) 『大日本近世史料』細川家史料五(一九七六年)五六頁。
- (一六) 井門文書『立孝公御一代之覚』「一同九壬申十月四日、肥後國越中守忠利公御拜領、同十二月八代江被成御座、其節

八代城下防衛と松井氏の初期干拓

三齋公御隠居料三万七千石也、立允公江三万石、御舎弟刑部興孝公江二万五千石被進候也、都合之高九万二千石也」  
 実際の隠居知行高は、諸史料に九万二千石とある。(城付の三千石と合計すれば、九万五千石)

(二七) 『八代市史』五卷(一九七八年)二〇二頁。

(二八) 『先祖由来附』五四七頁。「南表の事、惣てしれさる様、折々人を遣りきかれ、尤、候事」

藩主光尚から、松井興長へ宛てた書状の一部に、八代のことを隠語を用い、「南表」と記されている。

(二九) (一)(二)(三)(四)『』 五四五頁。同上五七頁。同上七三頁。同上七二頁。

(二〇) 三齋時代の八代は、本藩内分の隠居領でありながらも、藩主の実父として威光と九万五千石の経済力・軍事力を背景に、徴税をはじめ行政権を有し、独立藩の趣を呈していた。藩内三元体制のようなもので、三齋の存命中には、手がつけられなかったが、死去後は、宇土支藩創設という手段を以て、八代領を解体した。

西山禎一氏「中津・八代給人に関する一考察」によると、三齋家臣団の最大勢力は、中津時代からの給人たちである。彼らは、「三齋の家政機構の中で諸種の職務を分担していた」といい、実質的に三齋個人との主従関係であった。八代に移ったあと、三齋知行の他、「立孝、興孝の知行で八代給人を召抱えさせる方法を採用」して以来、「本藩直屬家臣としての性格を喪失し、陪臣化した」のである。ここに支藩・独立藩志向の空気が醸成された。

(二五) 戦国大名の間では、重要な取引の際などに、相互の信義の表現として、茶器が献上されたり下賜されたりということが少なくない。たとえば、織田信長は、戦功のあった配下の武将に茶器を与えたが、これは褒賞であるとともに、権威の分与を意味したと考える。

(二六) 松井興長は、細川幽斎の影響もあり、歌道や蹴鞠にも通じていた。「歌道御秘密のケ条、御自筆を以御伝授…」という記述もあり、歌学にいう、「古今伝授」を想起させる。

(二七) (二八)(三五)(三七)(三九)『先祖由来附』五六八頁。同上九三頁。同上七三頁。同上五七五頁。同上六五〇頁。

(二九) 『八代市史』四卷(一九七四年)四四二頁。

(三〇) 中野嘉太郎『加藤清正傳』所収・肥後時習館本(一九一四年)。

(三一) 『肥後讀史總覽』上巻(一九八三年)六七四頁。

(三二) 西山禎一「中津・八代給人に関する一考察」(『熊本史学』四三号一九七四年)五〇頁。

(三三) 『大日本近世史料』細川家史料六(一九七八年)一二二頁。

(三四) (四七)(五〇) 崇城大学蔵松井家記録抜粹『明治九年記』写本。

(三六) 寛永十三年(一六三六)熊本藩は、凶作・飢饉のうえに、江戸城総廓造營の御手伝普請を命ぜられ出費多端であった。さらに翌十四(一六三五)年には、島原の乱に大軍を以て参戦し、膨大な戦費を費消したうえに、多くの農民を軍夫に徴発して生産にも支障を来している。その後も凶作は続き、財政破綻の様相を呈していく。

【藩譜採費】寛永十八年十月十一日の条「本年田畑の虫害極めて多し、光貞家上の被害甚しき者へ扶持形給与せらる、然れども此御救助の爲め、多額の借銀あり、後年に災せしという」

(三八) 松本寿三郎編『熊本藩侍帳集成』(一九九六年)所収・『肥陽諸土鑑』。

(四〇) (四一) (四二) (四三) (四四)『先祖由来附』六五三頁。同上六五一頁。 ” ” ” ” ” ”

(四五)『先例略記』四六六頁。

松江村地先と古閑村地先の新地には、上松求磨のうち松崎からの移住者が多く、以来、松崎村と称するようになった。

(四六) (四八) (四九)『先祖由来附』五八八頁。 ” ” ” ” ” ”

(五一) 生田 宏『肥後近世史年表』(一九五八年)五七頁。

(五二) 前掲(三四)「知行所村々之内より引移高子原村相立、仕立之百姓に付家居取建農具馬代粮物等従来振替、格別窮民之者共えは年々救米を遣且割渡置候地所質入等いたし、他の作廻に難渋仕候者有之、夫等は出金を以受返し元々の者え受持せ候儀に御座候」

(五三) 右同「元禄二巳年 一植柳村古閑並三ヶ所内井拔 貳拾四町七反三畝拾五歩」と記されている。

(五四) 森田誠一「近世の郷土制、特に金納郷土の性格」肥後藩政史との関連において(熊本大学『法文論叢』一九六六年)

「肥後藩の郷土制にはこの地侍のほかに、新地開拓を条件とした郷土の設定があり、これを地筒・郡筒と称したが、これには土佐藩の野中兼山の政策による「百人衆郷土」・「百人衆並郷土」ほどの「新田開発への積極性はみられず、むしろ要地・辺境地への「百姓仕立」を兼ねた防衛的屯田兵への要素が強いように感ぜられる。」

(五五) (五六) (五九) (六〇) (六三)『芦北町誌』(一九七七年)二八〇頁。同上二七四〜五頁。同上二五一頁。同上二五四頁。同上二七五頁。

(五七) 熊本領内には、近世初期に佐々・小西・加藤氏と、領主の滅亡と交代によって、多くの牢(浪)人の発生がみられた。細川忠利は、その一部を家臣団に編入したが、大部分は地方に散在していた。軍事的配慮もあり、寛永十一年(一六三四)に主だったものを地侍とし、さらに実力者を「一領一匹」とし、鎧一領・馬一匹を許された。有事の際に軍役を負擔し、赦免開等特権が与えられた。

(五八) 本来、地侍とは、地方に住みついた武士であるが、城下居住の武士とは画然と区別されていた。熊本領では、このよ  
うな在地の武士を「在御家人」というが、時代が下るにつれ、地侍は御家人のうちの一階級となった。ここにいう地  
侍は、一領一匹の下、御郡代直触の上にあたる。

(六一) 垣塚文兵衛文化八年「官職制度考」(『肥後文献叢書』1—1971年) 一四二頁。

(六二) 徳富猪一郎『近世日本國民史』7(一九三五年) 五七九頁。

(六四) 一領一匹と地侍で、三〇〇名前後といわれ、そのうちの半数ほどは、「札筒」・鉄砲所持者とみられている。

(六五) 延享四年四月『鳥居文書』(『芦北町誌』所収)。